平成３０年（フ）第４８号
三重県津市久居野村町432番地１　ロイヤルさわき206
債務者　北岡美音子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
三重県亀山市布気町602番地、前住所三重県亀山市安知本町240番地３
債務者　林　　七郎
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市十宮３丁目13番２号　三鈴ハイツ１－Ａ
債務者　相羽　　晟
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
奈良市法蓮町804番地の１　広岡ハイツ202号
債務者　杉浦　美夕
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３８号
奈良県大和郡山市西田中町131番地
債務者　辰巳　千穂
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目502番地　吉方温泉友和苑、申立時の住所鳥取県鳥取市大覚寺124番地139
債務者　佐藤　智江
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市緑ケ丘２丁目105番地　スーパーアスリート21　105号
債務者　植垣　明未
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７８号
広島市佐伯区五日市中央１丁目19番３－102号　レジデンス中央
債務者　三本　貞美
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８０号
広島市南区宇品西２丁目15番30－101号
債務者　伊藤　洋子（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８１号
広島市中区舟入中町８番２－205号
債務者　永井　伸岳
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７号
広島県三原市皆実５丁目５番35号　エスペランサＢ－102
債務者　柴崎　弥生
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２３号
広島県三原市小泉町4895番地
債務者　本重　朋恵
１　決定年月日時　平成30年４月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２６号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　ビレッジハウス１号棟501
債務者　新田　佳久
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２８６号
徳島県徳島市栄町４丁目29　エクセル25　４Ｆ３、住民票上の住所徳島県徳島市北沖洲２丁目２番８－101号　ファミール渭水
債務者　内田　　猛
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
徳島県徳島市南田宮３丁目５番１－12号ル・クレール南田宮Ｃ２
債務者　原本　隆司
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０７号
大分県臼杵市大字諏訪785番地の１　市営諏訪住宅81－２Ａ－１棟　35号室
債務者　三田井智子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係